

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 福岡県久留米市草野町吉木2505-1
氏 名 山一建設工業株式会社
代表取締役 後藤 慎太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0942-47-4891

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 山一建設工業株式会社

事業場の所在地 福岡県久留米市草野町吉木2505-1

計画期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類 D-建設業 06-総合工事業

② 事業の規模 754, 605, 749 (前年度の元請完成工事高)

③ 従業員数 総数・・・17名 正社員・・・17名 その他・・・0名

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

受注した工事の事業活動に伴って生じた全ての産業廃棄物。

原則として自社で収集運搬を行うが許可業者にも依頼する。

許可を取得した処理業者の処分を委託し適性に処理する。

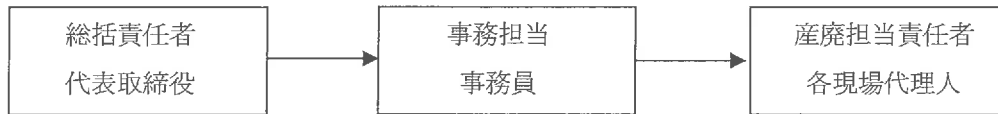
なお、収集運搬業者、処分業者に委託する場合には、それぞれ書面にて直接契約(二社間契約)を締結後に依頼する。



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(組織の役割)

産廃担当者は、事務方が必要事項を記載した産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)のチェックを行い、自らが管理しておく。収集運搬業者(原則として自社)の運転手にマニフェストを随時配布し、処理業者に必要事項を記入してもらう。処分が済んで送られてきたマニフェストを産廃担当者がもう一度チェックを行った後に事務方に保管してもらう。

なお、マニフェストの保管は最低でも5年間とする。

統括責任者はこれらの一連の役割分担が、円滑かつ適正に行われているか等を総括的に管理する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	別紙①のとおり
	排 出 量	〃 t	〃 t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙①のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	別紙②のとおり
	排 出 量	〃 t	〃 t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙②のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙③のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙③のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度(令和5年度)実績】

令和5年度の産業廃棄物の種類毎の排出量は下記のとおりである。

産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	処分受託者の 住所又は名称
がれき類 (コンクリート殻)	891.20	158枚	山一建設工業(株)	福岡県久留米市 田主丸町長栖761-3	(株)浮羽商会 浮羽リサイクルセンター
がれき類 (コンクリート殻)	28.67	10枚	山一建設工業(株)	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
がれき類 (アスファルト殻)	109.05	23枚	山一建設工業(株)	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
廃プラスチック類	2.63	10枚	山一建設工業(株)	福岡県朝倉市 山田2679	(有)池内サクリン
建設汚泥	1.89	2枚	(株)リュウキ	福岡県朝倉市 馬田994	(株)リュウキ
建設汚泥	5.61	6枚	(有)アマギカッター	福岡県朝倉市 馬田994	(有)アマギカッター
木くず	22.52	21枚	山一建設工業(株)	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
木くず	320.43	107枚	中山リサイクル産業(株)	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
木くず	75.46	21枚	森産業(株)	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
建設混合廃棄物	4.29	2枚	(株)フクナン開発	福岡県八女市長野 字東之谷1916-27	(株)フクナン開発 八女中間処理場
その他がれき類	26.64	3枚	山一建設工業(株)	福岡県八女市長野 字東之谷1916-27	(株)フクナン開発 八女中間処理場
低濃度PCB汚染物	44.39	17	(株)森商事	福岡県大牟田市新開 町2番1	三池製錬(株)
合計	1,544.35t	388枚			

(これまで実施した取り組み)

- ① ISO14001を取得し、産業廃棄物の排出削減、及び適正処理に取り組んでいる。
- ② コンクリートやアスファルト合材等の注文は、数量を正確に計算してなるべく残材が発生しないように考慮している。また、残材は可能な限り業者に持ち帰ってもらうようにしている。
- ③ 産業廃棄物の分別を徹底し、個別回収を基本としている。
- ④ 鉄筋等の材料の切断は、なるべく端材が発生しないように計算し、注文している。
- ⑤ 型枠材は支障のない場所に何度か転用し、極力残材が発生しないようにしている。
- ⑥ 各現場には空き缶入れやごみ入れを用意しているが、下請業者には自分たちのごみ(空き缶・弁当ガラ等)は持ち帰って処分するようお願いしている。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

② 計画

【 目標 】

令和6年度の産業廃棄物の種類毎の排出量目標は下記のとおりである。

産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	処分受託者の 住所又は名称
がれき類 (コンクリート殻)	250.00	60枚	山一建設工業(株)	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
がれき類 (コンクリート殻)	250.00	60枚	山一建設工業(株)	福岡県久留米市 田主丸町長栖761-3	(株)浮羽商会 浮羽リサイクルセンター
がれき類 (アスファルト殻)	55.00	13枚	山一建設工業(株)	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
廃プラスチック類	1.00	2枚	山一建設工業(株)	福岡県朝倉市 山田2679	(有)池内リサイクル
建設汚泥	2.00	3枚	(有)アマギカッター	福岡県朝倉市 馬田994	(有)アマギカッター
木くず	200.00	60枚	中山リサイクル産業(株)	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
建設混合廃棄物	2.00	2枚	(株)フクナン開発	福岡県八女市長野 字東之谷1916-27	(株)フクナン開発 八女中間処理場
合計	760.00t	200枚			

(今後実施する予定の取り組み)

- ① 事務所あるいは各現場に持ち込まれる資材や器具は、極力簡易包装化、無包装化を関係業者に
願う。
- ② U型側溝やL型擁壁等の二次製品は余らないように注文し、不適合製品となって廃棄処分しなくて
済むように取扱いには十分注意する。
- ③ コンクリートやアスファルト合材等、及びコンクリート二次製品の残材はリサイクルできる商品
はリサイクルとし、その他の製品は再生材と分別するように指導する。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み)

- ア、現在、分別ボックスや分別ヤードに設けて各現場で排出された産業廃棄物を自社に持ち帰り、有価材(金属類)・紙くず・木くず・混合等に分別し、各専門業者(資源回収業者を含む)に引き取ってもらっている。
- イ、産業廃棄物は種類によって引き取り先が違うので、社員全員に正しく分別するように伝えてはいるが、まだ判断に迷うものも多く、徹底されていないのが現状である。
なお、現在分別の判断のしづらい産業廃棄物は混載ボックスを設置し、処理業者に引き取ってもらい分別と処理を委託している。
- ウ、コンクリート殻・アスファルト殻等は委託した中間処理施設において破碎し、再生砕石、再生砂や再生合材等として利用するように極力努めている。木くずは中間処理業者に委託してチップ化するようにしている。また、金属くずや紙くずは種類毎に分別せずに資源回収業者等に売却しているのが現状である。

産業廃棄物の分別に関する事項

② 計画

(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取り組み)

- ア、現在、自社の倉庫には分別ボックスや分別ヤードを設置しているが、社員の意識改革・高揚を図る意味で、周囲に分別の徹底を促す掲示板を設置する。
- イ、混載ボックスの排出量を少しでも抑制できるように、全社員で正しい分別方法の場合によっては関係機関の方にお伺いしながら取り組んでいく。
- ウ、現在、分別している有価材(金属くず類)・紙くず・木くず・塩ビ管・廃油をもう少し細別することに取り組んでいく。
金属類はアルミニウム・ステンレス・スチール等に、紙くずはダンボール・雑誌(新聞紙)類・コピー用紙等に分別し、資源回収業者等に売却する。
- エ、管材(塩ビ管の切れ端等)を分別し、資源回収業者に引き取ってもらう。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	別紙④のとおり
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙④のとおり	別紙④のとおり
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙④のとおり		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度(令和5年度)実績】

令和5年度の産業廃棄物の種類毎の委託量は下記のとおりである。

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	処理業者への 再生利用委託量(t)	処分場所の住所	処分受託者の 住所又は名称
がれき類 (コンクリート殻)	891.20	891.20	福岡県久留米市 田主丸町長栖761-3	(株)浮羽商会 浮羽リサイクルセンター
がれき類 (コンクリート殻)	28.67	28.67	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
がれき類 (アスファルト殻)	109.05	109.05	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
廃プラスチック類	2.63	2.63	福岡県朝倉市 山田2679	(有)池内リサイクル
建設汚泥	1.89	1.89	福岡県朝倉市 馬田994	(株)リュウキ
建設汚泥	5.61	5.61	福岡県朝倉市 馬田994	(有)アマギカッター
木くず	22.52	22.52	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
木くず	320.43	320.43	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
木くず	75.46	75.46	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
建設混合廃棄物	4.29	4.29	福岡県八女市長野 字東之谷1916-27	(株)フクナン開発 八女中間処理場
その他がれき類	26.64	26.64	福岡県八女市長野 字東之谷1916-27	(株)フクナン開発 八女中間処理場
低濃度PCB汚染物	44.39	44.39	福岡県大牟田市新開 町2番1	三池製錬(株)
合計	1,544.35t	1,544.35t		

(これまで実施した取り組み)

- ① 自社に処理施設がないため、公共・民間工事で現場で発生した産業廃棄物(コンクリート殻・アスファルト殻・木くず等)は、すべて許可を取得した処理業者に処分を委託している。
- ② 収集運搬は原則として自社にて行うが、許可業者にも依頼している。
- ③ 処理場が複数ある場合は、原則として運搬距離の短い所に依頼している。

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙⑤のとおり	別紙⑤のとおり
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙⑤のとおり	別紙⑤のとおり
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙⑤のとおり		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 計画

【 目標 】

令和6年度の産業廃棄物の種類毎の委託量は下記のとおりである。

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	処分業者への 再生利用委託量(t)	処分場所の住所	処分受託者の 住所又は名称
がれき類 (コンクリート殻)	250.00	250.00	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
がれき類 (コンクリート殻)	250.00	250.00	福岡県久留米市 田主丸町長栖761-3	(株)浮羽商会 浮羽リサイクルセンター
がれき類 (アスファルト殻)	55.00	55.00	福岡県朝倉市 大庭846-1	(株)古賀組 朝倉工場
廃プラスチック類	1.00	1.00	福岡県朝倉市 山田2679	(有)池内リサイクルング
建設汚泥	2.00	2.00	福岡県朝倉市 馬田994	(有)アマギカッター
木くず	200.00	200.00	福岡県糟屋郡 須恵町大字植木81-5	中山リサイクル産業(株)
建設混合廃棄物	2.00	2.00	福岡県八女市長野 字東之谷1916-27	(株)フクナン開発 八女中間処理場
合計	760.00t	760.00t		

(今後実施する予定の取り組み)

- ① これまでと同様、公共・民間工事現場で発生した産業廃棄物(コンクリート殻・アスファルト殻・木くず等)は、すべて許可を取得した処理業者に処分を委託し資源の再生化に努める。
- ② 収集運搬は処理場が近い所に、かつできる限り最短距離で運ぶように考慮し環境保全に努める。
- ③ 運転手には無駄なアイドリングや空ぶかしをしないよう指導し、環境保全に対する意識の高揚に努める。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。